

久留米市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業

人材派遣業務仕様書

1 業務名

久留米市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業

2 契約期間

令和5年9月20日（水）から令和5年11月20日（月）まで

3 就業場所

久留米市本庁舎（福岡県久留米市城南町15番地3）

4 業務内容

派遣元が派遣する従事者（以下「派遣者」という。）が行う事務

- ア 封筒の開封（郵送分のみ）・申請書の整理（受付日ごとかつ法人ごとに分類 等）
- イ 到達処理（到達状況をシステムに入力、申請書類等をスキャン取込み PDF 化）
- ウ 内容点検（添付書類不足確認、記入内容確認、補助金額の修正有無確認 等）
- エ 書類不備対応（事業者への電話連絡、返送事務や修正 等）
- オ 申請受付・審査結果状況（受付日 等）をシステムへ入力
- カ 申請書等に記入された内容のシステムへの入力
（申請情報、口座情報、補助金算定に係る情報 等）

5 派遣期間

令和5年9月20日（水）から令和5年11月20日（月）

6 派遣人数

3名

7 就業時間

午前9時00分から午後5時00分まで（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）

8 契約の方法

勤務した人数及び時間に1人1時間当たりの単価を乗じる単価契約とする。

9 支払の方法

- ① 請求書による一括払い（適法な請求書を受理した日から起算して30日以内）

- ② 時間単価に派遣者全員の総勤務時間を乗じた金額に、別途、消費税及び地方消費税を加算する。
- ③ 派遣者全員の総勤務時間数において、1時間未満の端数が30分未満のときは切り捨て、30分以上のときは切り上げて1時間単位で集計する。
- ④ 時間帯による単価の割増等を行わない。
- ⑤ 合計金額及び消費税に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てとする。

10 派遣者の条件

- ① 年齢、性別は問わない
- ② 勤務地への通勤が可能、かつ、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な人
- ③ 接遇に優れている人
- ④ パソコンを使用できる人（エクセル・ワードの入力程度）
- ⑤ 協調性のある人

条件に当てはまっても、以下の場合は従事できない。

- ① 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ④ 暴力団員等である人。暴力団又は暴力団員等と密接な関係がある人

11 その他

- ① 人材の派遣にあたり、各種法令を遵守すること。
- ② 派遣者各人の名札及び名札ケースを用意すること。
- ③ 派遣者各人毎に、派遣期間内の出勤状況（就業時間）が把握できる台帳を作成すること。
- ④ 派遣業務に際して、派遣者の久留米市庁舎市民駐車場の使用は禁止する。
- ⑤ 派遣者が使用する文具類や必要備品については受託者が負担すること
- ⑥ 業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、久留米市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。
- ⑦ 個人情報の保護に関する法律等に基づき、個人情報を適切に取り扱うこと。
- ⑧ 本仕様書に定めのない事項で、業務にあたって必要となる事項については、協議により定めるものとする。